

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・脚をぐんぐんのぼす ・現代伸長科学の快挙！！驚異の高純度自然伸長〇〇〇完成 ・のびの止まったと思われる人でものびます。 ・1日一粒のむだけでグーンと脚がのびて背が高くなる。 	「カルシウム」、「マグネシウム」、「ビタミンD」、「ビタミンB1」、「C. G. F」、「プロテイン」等

ウ 豊胸効果について

特定の製品を窃取するだけで容易に体の一部に特異的に効果（たとえば豊胸効果）が表れるとすることは、医薬品的な効能効果に当たるので、このような効果を標ぼうすることは認められない。

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・1日一回飲むだけで、特別な運動の必要もなく、体の内側から自然にバストアップ、プロポーションアップに大きな効果がある。 ・〇〇〇は、女性ホルモンの分泌を活発にし、乳腺を内側からぐんぐん発達させる働きがあります。 ・〇〇〇は、乳房内の各細胞（乳腺、輸乳管、乳頭など）にダイレクトに働きかけ、活力を与えます。また、乳腺細胞の血流を増加させる作用により、乳頭のメラニン色素の沈着を防止します。さらに、バストの土台ともいべき大胸筋の発達を促進し、美しい張りのあるバストラインを作る働きもあります。 	「ジャムウ」、「酵素」、「タンポポの根」、「月見草オイル」等

2 不当表示に該当するものではないこと

前期1のとおり医薬品に該当するものは、薬事法違反となるので、一義的には、同法に基づき処理されることになる。また、次のア、イ及びウに該当する食品の表示その他の薬事法違反とならない表示であっても、下記のチェックポイントに該当する場合は、景品表示法の規制対象となる。

▶ ア 単にその中に含まれるカロリーが少なく、その使用により体内に吸収されるカロリーが減少するため、やせると称するもの。

イ 身体の組織、機能にたいする作用には言及せず、やせると称するもの。

ウ 明らかに通常の食品であると認められるが、痩身、伸長又は豊胸の効果を標ぼうするもの

(1) 極めて短期間にやせるかのように表示していないか。

ある食品を摂取するこののみによって、「一ヶ月で10kg」、「一週間で4kg」

やせることは通常ありえないので、このような表示は不当表示になるおそれがある

(2) 成分に関する表示について

ア 痩せる効果があると称する成分が全く入っていないか又はほとんど入っていないということはないか。

成分が全く入っていないか又はほとんど入っていない場合には、痩せる効果があると称する成分の効能の有無に付いて判断するまでもなく不当表示になるおそれがある。

イ 痩せる効果の根拠としている成分が、実際には通常の食品に含まれている成分とほとんど同じなのに、別なものであるように表示していないか。そうであれば不当表示になるおそれがある。